

佐世保市若手技術者表彰事務取扱基準

第1条（目 的）

この基準は、佐世保市及び佐世保市水道局が発注した建設関係工事において、他の工事の模範となる若手技術者を表彰することにより、本市における建設事業の発展及び建設業界を担う技術者を育成し、定着させることを目的とする。

第2条（表彰の種類及び方法）

表彰は、若手技術者表彰として、佐世保市優秀工事及び優秀工事現場技術者表彰事務取扱基準（昭和52年8月1日施行。以下「優秀工事等表彰基準」という。）に基づく表彰とあわせて、市長表彰を実施する。

第3条（若手技術者表彰基準）

若手技術者表彰の対象となる技術者は、優秀工事等表彰基準 第3条に規定する工事で、工事成績評定点が81点以上の監理技術者又は主任技術者のうち、当該工事のしゅん工日における年齢が35歳未満の者（以下「若手技術者」という。）とする。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。

- （1）表彰対象年度における、佐世保市優秀工事現場技術者表彰の対象者
 - （2）表彰対象年度以前における、佐世保市優秀工事現場技術者表彰及び佐世保市若手技術者表彰の受賞者
 - （3）表彰対象年度の初日から表彰日の前日までに、その技術者について表彰するにふさわしくない事実を確認した場合
- 2 各工事において表彰対象となる若手技術者は、原則1名とする。
- 3 共同企業体にあつては、代表者における若手技術者とする。

第4条（表彰者の選定及び決定）

若手技術者の選定及び決定については、優秀工事等表彰基準 第7条の佐世保市優秀工事等表彰選定委員会において審議し、決定する。

第5条（その他）

この基準に定めるもののほか、必要な事項については、優秀工事等表彰基準に準ずるものとする。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。